

デジタルチャレンジ応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市民のデジタル基礎知識及びITリテラシーの向上に資することを目的として、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する情報系国家資格の合格者に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会長」とは、萩グローバルIT人材育成協議会会長をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 申請時において市内に住所を有する者。
- (2) 同一資格に対し、同種の補助等を受けていない者。
- (3) 市税その他市の徴収金に滞納がない者。
- (4) 萩市暴力団排除条例（平成23年萩市条例第21号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、デジタルチャレンジ応援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、当該資格の合格を証するものの写しを添えて、会長へ提出しなければならない。

- 2 別表に掲げる資格に令和8年度以降に合格した者は、合格日から1年以内に申請しなければならない。ただし、当該年度における申請期限は2月末日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度において予算の都合その他やむを得ない理由により申請書を受理しなかった場合は、翌年度においても、合格日から1年以内であれば申請することができる。

(審査及び決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果をデジタルチャレンジ応援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又はデジタルチャレンジ応援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、予算が上限に達した場合は、以後の申請書を受理しないものとする。この場

合において、不受理である旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 会長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 会長は、補助金の適正な交付のため申請者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(交付の取消し)

第8条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(補助金の返還)

第9条 会長は前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る金額に関し、既に補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助金の返還を命ずる場合は、その旨及び返還すべき金額、返還期限等を記載したデジタルチャレンジ応援事業補助金返還通知書（別記第4号様式）をもって申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により返還を求められた場合は、期限内に速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 申請に係る個人情報は、本補助金の審査、交付及びこれに付随する業務の遂行に必要な範囲内でのみ利用し、適切に管理するものとする。また、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

情報系国家資格	補助対象経費	補助金額
I Tパスポート試験	受験料相当額	7,500 円